

京都市告示第 552号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年12月15日

京都市長 松井孝治

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
上賀茂経127号線	北区上賀茂東後藤町23番地の5地先から 同町20番地の16地先まで	告示の日
上高野27号線	左京区上高野畠ヶ田町17番地の2地先から 同区上高野松田町6番地地先まで	同上
岩倉30の1号線	左京区岩倉三宅町251番地の14地先から 同町242番地の2地先まで	同上
壬生経24号線	中京区壬生御所ノ内町7番地の6地先から 同町21番地の3地先まで	同上
嵯峨経72号線	右京区北嵯峨六代芝町40番地の1地先から 同町39番地地先まで	同上
嵯峨緯37号線	右京区嵯峨釣殿町5番地の7地先から 同区北嵯峨六代芝町38番地地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)